

様式第四号

法人名 社会医療法人 白光会
所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和7年3月31日 残高			1,708,000	10,054,793	11,762,793				11,762,793
会計年度中の変動額					0				0
当期純利益				547,891	547,891				547,891
会計年度中の変動額合計				547,891	547,891				547,891
令和8年3月31日 残高			1,708,000	10,602,684	12,310,684				12,310,684

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 白光会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	4,035,484	18,405	0	4,053,889	1,599,286	146,773	2,454,603
	構築物	109,402	0	0	109,402	55,074	7,353	54,328
	医療用器械備品	661,696	8,072	0	669,768	580,272	52,637	89,496
	その他の器械備品	436,778	16,947	29,873	423,852	364,765	27,879	59,087
	車両及び船舶	43,403	2,583	3,302	42,684	40,350	2,827	2,334
	土地	2,815,369	96,202	0	2,911,571	0	0	2,911,571
	建設仮勘定	0	575,926	0	575,926			575,926
	計	8,102,132	718,135	33,175	8,787,092	2,639,747	237,469	6,147,345
無形 固定 資産	ソフトウェア	79,895	7,111	0	87,006	68,303	6,353	18,703
	その他の無形固定資産	2,171	0	0	2,171	22	7	2,149
	計	82,066	7,111	0	89,177	68,325	6,360	20,852
その 他の 資産	役員等長期貸付金	1,309	0	0	1,309			1,309
	長期前払費用	13,864	27	7,195	6,696			6,696
	その他の固定資産	9,450	93	0	9,543			9,543
	計	24,623	120	7,195	17,548	0	0	17,548

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人白光会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市薬師1丁目12番22号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	134	8			142
賞与引当金	54,407	53,939	54,407		53,939
退職給付引当金	160,620	31,198			191,818

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人白光会

所在地 鹿児島市薬師1丁目12番22号

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	1,133,969		1,133,969	1,223		1,135,192
給与費	1,891,842		1,891,842	62,679	235	1,954,756
委託費	279,863		279,863	14,630	302	294,795
経費	613,866		613,866	21,952	16,399	652,217
売上原価			0			0
その他の事業費用	14,112		14,112	306		14,418
計	3,933,652		3,933,652	100,790	16,936	4,051,378

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続企業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券（市場価格のあるもの）

当会計年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

・ 其他有価証券（市場価格のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法によっております。

3 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が20万円未満の減価償却資産（一括償却資産）については、3年間で均等に償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	2年～47年
建物附属設備	2年～39年
構築物	2年～20年
医療用器械備品	2年～10年
その他の器械備品	2年～15年
車両運搬具	2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース取引開始日の前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、リース物件の所有権が借り主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 補助金等の会計処理方法

運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、事業収益に計上しております。

固定資産の取得に係る補助金等については、受取った会計年度に特別利益に計上しております。

7 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

① 資産及び負債のうち、収益業務に関する事項

資 産	科 目	金 額 (千円)
	土 地	7 0 6 , 4 9 1
産	建 物	4 1 , 1 6 2
	そ の 他	5 , 2 9 7
	合 計	7 5 2 , 9 5 0
負 債	預かり保証金	4 , 6 5 8
	前 受 金	2 , 3 1 4
	合 計	6 , 9 7 2

② 収益業務からの繰入金の状況

項 目	前期末残高 (千円)	当期繰入額 (千円)	当期元入額 (千円)	当期末残高 (千円)
繰入純額	△ 7 3 1 , 3 2 2		1 4 , 6 5 6	△ 7 4 5 , 9 7 8

8 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

9 医療法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

10 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

11 重要な後発事象に関する事項

該当なし

12 その他医療法人の財政状況又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 基本財産の前年度末残高、当年度の増減額及び当期末残高

科 目	前年度末残高 (千円)	増加額 (千円)	減少額 (千円)	当年度末残高 (千円)
土 地	15,000	0	0	15,000
現金及び預金	6,000	0	0	6,000
計	21,000	0	0	21,000

② 債権の金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高

科 目	債券金額 (千円)	貸倒引当金残高 (千円)	貸借対照表残高 (千円)
事業未収金	708,648	142	708,506
計	708,648	142	708,506

③ 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
車両及び船舶	57,840	33,288
計	57,840	33,288

- ④ 簡便法適用しているが、会計基準適用時差異未処理額が存在する場合の退職給付関係

(1) 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

① 退職給付債務	230,574
② 年金資産	—
③ 会計基準適用時差異の未処理額	△38,756
④ 退職給付引当金 (①+②+③)	191,818

(2) 会計基準適用時差異の処理年数 10年

- ⑤ 重要性がある場合は、補助金等の内訳、交付者、貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

交付者	内 訳	損益計算書への影響額	貸借対照表への影響額
厚生労働省	病院物価支援事業費補助金	18,653	
厚生労働省	病院賃上げ支援事業費補助金	10,332	
鹿児島県	病床数適正化支援事業給付金	28,728	
鹿児島県	生産性向上・職場環境整備補助金	5,852	
合 計		63,565	

- ⑥ 有形固定資産の減価償却累計額 2,639,747千円

独立監査人の監査報告書

令和 8 年 6 月 10 日

社会医療法人白光会
理事会 御中

小林公認会計士事務所
鹿児島県鹿屋市

公認会計士

監査意見

私は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人白光会の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの第 54 会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上